

社会福祉法人那須四季会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那須四季会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、その勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤役員（当法人を主たる勤務場所とし、法人の職務に専念し、基本的に法人の正規職員と勤務時間を同じくする者）については、報酬、退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 評議員については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会においては決定する。

- (1) 報酬については、別表第1に掲げる額
- (2) 退職金については、当法人退職金規程に準ずる

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表第2、3、4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の方法は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、当法人給与規程に準ずる。
- (2) 退職金については、当法人退職金規程に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人、施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任したものの退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- (1) 常勤役員には、当法人給与規程第25条に規定する通勤手当に準じて交通費を支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員には、実費弁償費として、旅費に準じた交通費を支給する。
- (3) 役員等が法人業務のため出張する場合は、当法人旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定に係わらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処

理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(規程の準用)

第9条 評議員選任・解任委員の報酬等について、この規程を準用する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月12日より施行する。

別表第1 常勤役員の報酬

役職名	報酬の額
理事長	年額 7,000,000円
常務理事	年額 6,000,000円
理事	年額 5,000,000円

別表第2 非常勤の理事長の報酬

月額 100,000円

別表第3 非常勤の理事の報酬

職務等	報酬の額
理事会等会議への出席	1回 3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1日・8時間程度 10,000円 半日・4時間程度 5,000円

別表第4 監事の報酬

職務等	報酬の額
監査への出席	1回 10,000円
理事会等会議への出席	1回 3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1日・8時間程度 10,000円 半日・4時間程度 5,000円

別表第5 評議員の報酬

職務等	報酬の額
評議員会等会議への出席	1回 3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1日・8時間程度 10,000円 半日・4時間程度 5,000円

※1 別表3、4、5について、同日に複数の業務を行った場合は、業務の履行の実態を勘案して支払うものとする。